

あきる野市立小・中学校
統合型校務支援システム構築等事業

プロポーザル実施要領

令和2年10月

あきる野市教育委員会

あきる野市立小・中学校統合型校務支援システム構築等事業
プロポーザル実施要領

1 事業概要

(1) 目的

本市では、「あきる野市立学校における働き方改革推進プラン」を策定し、働き方改革の推進に努めてきた。そのような中、今後教員には、GIGAスクール構想の実現に向けて整備した端末を活用した多様な授業による一層の負担増が想定される。また、BCP（業務継続）の観点からは、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波による学校の臨時休業や災害等への備え、将来的には遠隔地でも校務ができる環境を確保することが求められている。このようなことから、児童・生徒の情報の適切な管理を行うとともに、それらの情報を元とした多角的な活用を行う等、校務等の標準化、効率化、高度化に資することが必要となる。

これらを踏まえ、「統合型校務支援システム」を導入し、効率的かつ効果的に「教育の質の向上」と「教職員の負担軽減」を図ることを目的とする。

(2) 件名

あきる野市立小・中学校統合型校務支援システム構築等事業

(3) 事業内容

「あきる野市立小・中学校統合型校務支援システム構築等事業仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

2 提案限度額（予算）

提案限度額は、44,739,000円（消費税及び地方消費税相当額含む。）とする。

なお、この金額は令和2年度に整備するシステム構築経費であり、令和3年度以降のシステム運用経費については、年度ごとに債務負担行為を設定予定である。

また、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

加えて、提案限度額には、仕様書に係る経費、設定支援作業に係る経費、操作説明及び研修に係る経費等、当該事業の構築に係る全ての経費を含むものとし、後述する参考見積書を提出する際は、上記提案限度額を超えてはならない。提案限度額を超えた提案は、無効とする。

別途、令和3年度以降のシステム運用経費については、通信及び保守経費等、システムの維持管理に係る経費とし、こちらについても後述する参考見積書を提出すること。

3 プロポーザルの目的

本プロポーザルは、受託候補者を特定するに当たり、価格のみの競争ではなく、事業者の実績、経験、技術力、企画力等が受託候補者としての適格性を有しているかを確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者が提出する提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けた事業者を受託候補者として特定する。

ただし、参加がない場合又は参加事業者の中に適格者がいない場合は、受託候補者を特定しないときがある。

4 実施形式（プロポーザルの方法及び理由）

(1) 選定方法 公募型プロポーザル方式

(2) 理由

本市立小・中学校においては、名簿、出席簿、通知表、指導要録の作成・記入等の各種校務に関する事務手続やデータが連携・集約されることなく処理・管理されているため、繰り返しの入力作業や転記作業が行われる等、煩雑で非効率な状態となっており、教職員の負担の増加や業務の精度の低下につながっている。

これらのことから、本市にとって最適な統合型校務支援システムの導入に向け、専門的見地から提案を受けるため、参加意欲のある事業者を幅広く募ることができる公募型プロポーザル方式を採用することにより、本事業実施に必要な適性を有する事業者を選定する。

5 参加資格

参加資格は、次の全ての要件を満たしている者とする。また、次のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

(1) 東京都電子自治体共同運営電子調達サービスを利用して入札参加資格審査申請を行い、あきる野市における入札参加資格の登録がされていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始申立てがなされている者でないこと。

(4) 令和2年10月21日（水）から12月21日（月）までの間において、あきる野市競争入札参加有資格者指名停止基準による指名停止措置又はあきる野市契約における暴力団等排除措置要綱（平成22年あきる野市通達第37号）による入札参加資格停止措置を受けていないこと。

(5) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の基準を満たす認証（JIS Q 27001 又は ISO/IEC27001）及びプライバシーマークの認証（JIS Q 15001）を取得していること。

(6) 全国の政令指定都市並びに中核市又は東京都内区市町村において、統合型校務支援システムの導入・構築に関する実績を有すること。あるいは、同実績を校務支援

システムのメーカーが有しており、かつ、構築事業者としてセンターサーバ基盤又はクラウド基盤構築の実績を有すること。

6 日程

本プロポーザルは、次の日程で行うものとする。

項目	日程
公示（案件公表）	令和2年10月21日（水）
参加申込書の提出期限	令和2年10月28日（水）午後5時まで
参加資格審査結果通知	令和2年10月29日（木）
質問の受付期限	令和2年11月4日（水）午後5時まで
質問に対する回答予定日	令和2年11月9日（月）
企画提案書等の提出期限	令和2年11月27日（金）午後5時まで
審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施	令和2年12月21日（月）
審査結果の通知（発送）	令和2年12月下旬（予定）
審査結果の公表	※ 受託候補者として特定した者との契約締結後

7 申込方法等

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申込書（様式第1号）等の書類を次のとおり提出する。

- (1) 提出期限 令和2年10月28日（水） 午後5時まで
- (2) 提出場所 あきる野市教育部教育総務課学務係
（〒197-0814 あきる野市二宮350番地 あきる野市役所2階）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、必着）
- (4) 提出部数 2部（正本1部、副本1部）
- (5) 提出書類
 - ア 参加申込書（様式第1号）
 - イ 法人登記簿謄本（写し）又は法人登記事項証明書（写し）
 - ウ 会社概要
 - エ 同種事業又は類似事業の実績を示す書類（契約書の写し等）

8 資格審査

参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格の結果について、令和2年10月29日（木）に参加資格審査結果通知書（様式第2号）により、参加希望者に通知する。

9 辞退届

参加申込書（様式第1号）を提出後に参加を辞退する場合には、持参又は郵送のいずれかで、プロポーザル参加辞退届（様式第3号）を速やかに提出すること。

10 質問票の提出及び回答予定日

本プロポーザルに関する質問は、質問票（様式第4号）に記載し、次のとおり提出する。
 なお、質問に対する回答は、令和2年11月9日（月）までに市ホームページに掲載する。

- (1) 受付期限 令和2年11月4日（水）午後5時まで
- (2) 提出場所 あきる野市教育部教育総務課学務係
- (3) 提出方法 電子メール又はFAX

11 提出書類の作成及び提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

仕様書の内容を踏まえて下表の項目に従って作成すること。提案書は、表紙及び目次を含めてA4版両面（文字は10ポイント程度）30枚60ページ以内で作成すること。（A3版はZ折とし、両面で4ページ換算）

項目	提案書記載事項・評価者評価項目	
全体概要		
(1)	会社概要	参加者の会社概要、所有資格
(2)	提案の主旨	設計コンセプト、他社製品に対する強み
(3)	導入・採用実績	他自治体への導入、運用実績
(4)	制度改正への対応	制度改正によるシステム及び帳票の対応・コスト
システム要件		
(5)	システム構成等	提案するシステムの全体概要、特長
(6)	導入効果	学校の働き方改革に資する校務効率化
(7)	提案機能範囲	提案するシステム機能の範囲
(8)	機能概要	「学籍・出欠・成績管理・保健管理・週案」といった提案機能範囲の特長、運用
(9)	帳票の対応	提案するシステム帳票類の加工、修正
(10)	外字の対応	外字の管理・運用方法
(11)	必須機器構成	機器の構成、システム構築に係る初期構築内容
(12)	セキュリティ対策	機器等を含めたシステム全体のセキュリティ対策
システム導入		
(13)	進捗管理	本件の構築進捗管理方法
(14)	実施体制	導入に関する全工程に対する実施体制
(15)	導入スケジュール	システム構築から本稼働までのスケジュール
研修		
(16)	研修概要	研修体制、研修の考え方
(17)	研修計画・内容	具体的な計画・内容
運用・保守		
(18)	実施体制	運用・保守体制について、メンテナンス、改修、バージョンアップの対応
(19)	ヘルプデスク	ヘルプデスクの対応体制・対応者・時間など
(20)	障害時対応	システムトラブルなどの障害発生時のサポート体制
その他		
(21)	その他追加提案等	本システムの構築・運用に係る有益な提案など
(22)	遠隔地からの利用	将来的な遠隔地からの利用に係る運用方法の提案

イ 参考見積書（価格提案書）及び参考見積書内訳書

参考見積書の金額は、税抜価格で記載すること。参考見積書の金額に消費税及び地方消費税を加えて得た額が「2 提案限度額」に示す額を超過した場合は、

失格とする。

また、本事業による統合型校務支援システムの導入後、システム導入事業者が保守運用管理を行うことから、5年間利用想定金額（利用料、保守料、通信料等）を税抜価格で記載すること。

ウ システム機能要件表（仕様書 別紙2）

機能要件表については、次の内容を踏まえて作成すること。

- ・機能要件表に記載している指示事項に従って作成すること。
- ・カスタマイズや代替案により対応する機能を追加する場合、必要となる費用を参考見積書及び参考見積書内訳書に含めること。
- ・代替案を提案する場合は、「摘要」に概要を記入の上、必要に応じて任意様式の資料を項目との対応が分かるように添付し、プロポーザル及びヒアリング時に説明すること。

エ 提案するシステムの標準で印刷される帳票見本

(2) 提出書類作成に当たっての注意事項

ア 応募1事業者につき、申請は1件とする。

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不正行為があった場合は、失格とする。

ウ 提出書類の内容変更はできない。

(3) 提出期限等

ア 提出期限 令和2年11月27日（金）午後5時まで

イ 提出場所 あきる野市教育部教育総務課学務係

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、必着）

エ 提出部数 14部（正本1部、副本13部）

12 審査方法

本プロポーザルのために組織された審査委員会において、プロポーザル参加者の提出書類を評価・採点し、最高得点を得た事業者を受託候補者に特定する。

次の審査基準（審査項目及び配点）に基づき審査する（詳細は、別紙「審査要領」及び「審査基準詳細」のとおり）。

(1) 審査項目及び配点

審査項目	配点
システム機能要件表による審査	200点
提案システムの概要	20点
システムの機能及び機器構成	210点
セキュリティ及びデータの取り扱い	60点
実施体制及び運用・保守	110点
その他	40点
維持管理経費	10点
構築経費	50点
合計	700点

(2) その他

- ア 最高得点を取得した者が2者以上ある場合は構築経費の低い方を上位とし、構築経費も同額の場合はくじ引きとする。
- イ 出席した審査委員の評価点を合計した点数を、出席した審査委員の数で割った点数が満点の5分の3に満たない参加者は、受託候補者として特定しない。
- ウ 提出書類が所定の形式に適合していない場合、期限までに提出されなかった場合、提出書類に虚偽の記載をした場合は、0点とする。

13 審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施

次のとおり、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。

- (1) 開催日 令和2年12月21日（月）
- (2) 場所 あきる野市役所庁舎内を予定
- (3) 所要時間 1事業者につき、60分程度（審査前後の準備作業を含む。）
- (4) 内容

ア 企画提案書の説明（35分以内）及び質疑応答（15分程度）

イ 企画提案書に基づき、提案するシステムの基本的な考え方、システム概要、機能及びサポート体制などと併せて、提案するシステムの操作画面等を提示しながらプレゼンテーションを実施すること。なお、プロジェクター1台及びスクリーン1枚は市で用意するが、パソコン等の機器は持参すること。

(5) 説明者

企画提案書の説明及び質疑応答は、本事業の担当を予定する営業責任者・担当者、技術責任者・担当者のいずれか1人以上とし、本事業の目的及び技術的特徴を網羅的に理解している者が実施すること。なお、会場に入室できるのは5人までとする。

(6) 集合時間

参加者ごとの集合時間等は、追って通知する。

14 審査結果の通知及び公表

プロポーザル参加者全員に対し、審査委員会において審査した結果をプロポーザル審査結果通知書（様式第5号）により通知する。

審査結果については、受託候補者として特定した者の名称及び点数並びに参加した事業者の点数（事業者名は非公開）をあきる野市ホームページで公表する。なお、審査委員会における審議の内容は、非公表とする。

15 契約の締結

契約の締結に当たっては、受託候補者の特定後、速やかに随意契約の手続きを行い、契約を締結する。仕様書の内容については提案された内容を基本とするが、市との協議により内容を一部変更した上で、契約を締結することがある。

なお、契約に当たっては、改めて見積書を市の契約担当部署に提出するものとする。

16 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に係る全ての費用は、プロポーザル参加者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における提出書類（企画提案書等）の修正及び変更は、認めないものとする。ただし、やむを得ない理由により、修正又は変更が生じた場合で、あきる野市が承諾したときは、この限りでない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、あきる野市競争入札参加有資格者指名停止基準に基づき、指名停止措置を行うものとする。
- (4) 提出書類の返却は、行わないものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は、あきる野市情報公開条例（平成9年あきる野市条例第17号）に基づき、情報公開請求の対象となる。ただし、受託候補者の特定に影響が出るおそれのある情報については、受託候補者として特定した者との契約締結完了後の公開とする。

17 本プロポーザルに係る問合せ先

あきる野市教育部教育総務課学務係

所在地：〒197-0814 あきる野市二宮350番地

電話番号：042-558-2412（直通）

FAX番号：042-558-1560

メールアドレス：gakumu@city.akiruno.lg.jp